

議案第 6 3 号

日出町条例の用字、用語等の整備について

日出町条例の用字、用語等の整備に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町条例の用字、用語等の整備に関する条例

(日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 2 年日出町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「条例で」を「条例において」に改める。

第 5 条中「。以下「給与条例」という。」を削る。

第 6 条第 1 項中「この条例において」を削る。

第 8 条中「給与条例」を「一般職員」に改める。

第 1 0 条中「特別職」を「、特別職」に改める。

(議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正)

第 2 条 議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和 3 9 年日出町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に

## 関する条例

第3条第5号中「万里堂」を「致道館」に改める。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第3条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和43年日出町条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第3条中「前条」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員に係る前条の規定の適用については、同条」に、「あるは、県費負担教職員については」を「あるのは、」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

(日出町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 日出町特別職報酬等審議会条例（昭和46年日出町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「議員の報酬」を「議員報酬」に改める。

(日出町減債基金条例の一部改正)

第5条 日出町減債基金条例（昭和55年日出町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「減収補てん等」を「減収補填等」に改める。

(日出町営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

第6条 日出町営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和56年日出町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第87条の5」を「法第87条の5」に改める。

別表用排水路・取水施設整備事業の部工事費の100分の1の項中「防止する為」を「防止するため」に改め、同表水田整備事業の部工事費の100分の7の項中「暗渠排水」を「暗渠<sup>きよ</sup>排水」に改め、同表ため池整備事業の部工事費の100分の0の項中「無い」を「ない」に改め、同部工事費の10

0 分の 1 の項中「防止する為」を「防止するため」に改める。

（日出町県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正）

第 7 条 日出町県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和 5 6 年日出町条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表用排水路・取水施設整備事業の部工事費の 1 0 0 分の 1 の項中「防止する為」を「防止するため」に改め、同表水田整備事業の部工事費の 1 0 0 分の 7 の項中「暗渠排水」を「暗渠排水」に改め、同表ため池整備事業の部工事費の 1 0 0 分の 0 の項中「無い」を「ない」に改め、同部工事費の 1 0 0 分の 1 の項中「防止する為」を「防止するため」に改める。

（日出町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部改正）

第 8 条 日出町地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 6 3 年日出町条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 1 0 条の 3」を「第 1 0 条の 4」に改める。

（日出町個人情報保護条例の一部改正）

第 9 条 日出町個人情報保護条例（平成 1 5 年日出町条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 6 号中「意志決定」を「意思決定」に改める。

第 1 9 条第 3 項及び第 3 1 条第 2 号中「意志」を「意思」に改める。

（日出町男女共同参画推進条例の一部改正）

第 1 0 条 日出町男女共同参画推進条例（平成 1 8 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

前文中「前文」を削り、「取組み」を「取組」に改める。

（日出町土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例の一部改正）

第 1 1 条 日出町土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例（平成 1 9 年日出町条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例

第 1 条中「。以下「県条例」という。」を削り、「たい積行為による」を「堆

積行為による」に改める。

第2条第2号中「たい積行為」を「堆積行為」に、「たい積を」を「堆積を」に改め、同条第4号中「小規模たい積」を「小規模堆積」に、「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第3条から第5条までの規定中「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第6条の見出し中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改め、同条第1項中「小規模たい積を」を「小規模堆積を」に、「小規模たい積に」を「小規模堆積に」に、「小規模たい積区域」を「小規模堆積区域」に改め、同項ただし書中「小規模たい積が」を「小規模堆積が」に改め、同項第2号中「たい積し」を「堆積し」に改め、同条第2項中「小規模たい積区域」を「小規模堆積区域」に、「第7条第1項第1号」を「次条第1項第1号」に改める。

第7条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「小規模たい積区域」を「小規模堆積区域」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改め、同項第8号中「小規模たい積が」を「小規模堆積が」に、「小規模たい積場」を「小規模堆積場」に、「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に、「最大たい積時」を「最大堆積時」に改め、同項第9号中「小規模たい積が」を「小規模堆積が」に、「小規模たい積場」を「小規模堆積場」に改め、同項第10号中イをアとし、ロをイとし、同号ハ中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改め、同号ハを同号ウとし、同号ニ中「イからハ」を「アからウまで」に改め、同号ニを同号エとし、同条第2項中「小規模たい積区域」を「小規模堆積区域」に改め、同条第3項中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改める。

第8条第1項第1号中イをアとし、同号ロ中「へ」を「カ」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改め、同号ハを同号ウとし、同号ニ中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改め、同号ニを同号エとし、同号ホ中「イからニまで」を「アからエまで」に改め、同号ホを同号オとし、同号ヘ中「イからニまで」を「アからエまで」に改め、同号ヘを同号カとし、同号ト中「イからニまで」を「アからエまで」に改め、

同号トを同号キとし、同項第3号中「小規模たい積が」を「小規模堆積が」に、「小規模たい積場」を「小規模堆積場」に、「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に、「最大たい積時」を「最大堆積時」に改め、同項第4号中「小規模たい積が」を「小規模堆積が」に、「小規模たい積場」を「小規模堆積場」に改める。

第9条第2項中「の各号」を削り、同条第5項中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改め、同条第6項中「小規模たい積区域」を「小規模堆積区域」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改める。

第11条中「小規模たい積に」を「小規模堆積に」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「小規模たい積区域」を「小規模堆積区域」に改め、同条第2号中「小規模たい積が一時的たい積事業」を「小規模堆積が一時的堆積事業」に、「小規模たい積区域」を「小規模堆積区域」に改める。

第12条第1項中「小規模たい積が」を「小規模堆積が」に、「小規模たい積区域内」を「小規模堆積区域内」に、「土壌汚染」を「土壌検査」に改め、同項ただし書中「第7条第1項第10号イからニまで」を「第7条第1項第10号アからエまで」に改め、同条第3項中「小規模たい積区域内」を「小規模堆積区域内」に改める。

第13条中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改める。

第14条中「小規模たい積場」を「小規模堆積場」に改める。

第15条の見出し並びに第1項及び第2項中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改め、同条第5項中「第4項」を「前項」に改める。

第16条の見出し並びに第1項及び第2項中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第17条第1項中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改める。

第18条第1項中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項各号列記以外の部分中「小規模たい積区域」を「小規模堆積区域」に改め、同項第2号中「小規模たい積」を「小規模堆積」に

改め、同項第3号中「小規模たい積区域」を「小規模堆積区域」に改め、同条第4項中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改める。

第19条第1項中「小規模たい積」を「小規模堆積」に、「当該たい積」を「当該小規模堆積」に改め、同条第2項中「小規模たい積」を「小規模堆積」に、「当該たい積」を「当該小規模堆積」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分及び第3号中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改め、同項第7号中「第8条第1項第1号イからトまで」を「第8条第1項第1号アからキまで」に改め、同条第2項中「小規模たい積を」を「小規模堆積を」に、「小規模たい積等」を「小規模堆積等」に改める。

第21条中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改める。

第22条第1項中「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第23条中「第20条」を「第20条第1項」に、「又は」を「又は同条第2項の規定による」に改める。

第25条第2号中「小規模たい積」を「小規模堆積」に改める。

(日出町コミュニティバス条例の一部改正)

第12条 日出町コミュニティバス条例（平成24年日出町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「12枚綴り」を「12枚つづり」に改める。

(日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正)

第13条 日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年日出町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「とする」を「とする。」に改める。

第17条中「きわめて」を「極めて」に改める。

第20条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第24条第1項ただし書中「きわめて」を「極めて」に改める。

(日出町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正)

第14条 日出町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基

準を定める条例（平成２５年日出町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号キ中「杖」を「杖<sup>つえ</sup>」に改める。

（日出町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正）

第１５条 日出町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成２６年日出町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表中「第１項各号」を「第３条第１項各号」に、「第１項第１号」を「第３条第１項第１号」に改める。

（日出町行政手続条例の一部改正）

第１６条 日出町行政手続条例（平成２６年日出町条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「意志決定」を「意思決定」に改める。

（日出町中小企業振興基本条例の一部改正）

第１７条 日出町中小企業振興基本条例（平成３０年日出町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「第５号」を「前号」に改める。

第１１条第５号中「事業継承」を「事業承継」に改める。

（日出町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

第１８条 日出町個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和３年日出町条例第３７号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「附則第１条第４号に掲げる」を「附則第２条の」に改める。

（日出町簡易水道布設事業資金貸付金償還補償条例等の廃止）

第１９条 次に掲げる条例は、廃止する。

（１） 日出町簡易水道布設事業資金貸付金償還補償条例（昭和３２年日出町条例第９号）

- (2) 日出都市計画事業日出土地区画整理事業に関する条例（昭和63年日出町条例第3号）
- (3) 日出町条例の左横書き及び用語等の整備に関する措置条例（平成17年日出町条例第25号）
- (4) 平成21年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例（平成20年日出町条例第23号）
- (5) 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例（平成23年日出町条例第22号）
- (6) 平成27年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例（平成26年日出町条例第39号）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（平成21年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例等の廃止に係る経過措置）

- 2 平成21年度、平成24年度及び平成27年度の固定資産税の納期については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

#### 理 由

既存例規の見直しにより、用字、用語等の整備を行い、及び制定の目的を達成した条例の廃止を行いたいので提出する。